



# “生かそう！子どもの貧困対策法”

## 市民のつどい

**2013年10月6日(日)13:30～16:30**

会場：豊島区勤労福祉会館 大会議室

2013年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。施行日はまだ決まっていますが、この法律をもとに、政府では子どもの貧困対策大綱がまとめられ、子どもの貧困対策が具体化していきます。

日本における満18歳未満の子どもの貧困率は15.7%（2009年）。実数では約323万人にもなり、子どもの貧困率はこの四半世紀で約1.5倍に増大しています。この法律を生かし、いかに実効性のある対策を講じられるか、今、私たち市民の創意を尽くすときです。

そこで、市民のつどいでは、この問題に関心を寄せるみなさまとともに、どのような大綱や施策が必要かを身近なところから考え、知恵を出し合い、提言につなげていくための第一歩としたいと思います。さまざまな分野のみなさまのご参加をお待ちしております。

提言につなげていける機会にしたいと考えています。

## 「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク

※この企画は、ソーシャル・ジャスティス基金より助成を受けています。

2013年10月6日

# 「生かそう！ 子どもの貧困対策法」市民のつどい

## プログラム

1部 13時30分～14時50分

1. 子どもの貧困対策法のポイント解説

2. 当事者が願う子どもの貧困対策：当事者／支援者からの発言

◆地域での支援：

栗林知絵子さん／NPO法人 豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク代表

◇ひとり親家庭支援：

片山知行さん／特定非営利活動法人 全国父子家庭支援連絡会代表理事

◆子どもの貧困対策：

村井琢哉さん／特定非営利活動法人 山科醍醐こどものひろば理事長

◇奨学金問題：

岩重佳治さん／奨学金問題対策全国会議・弁護士

◆夜間中学問題：

澤井るりさん／夜間中学講師

◇若者・学生の立場から：

岸野秀昭さん／大学生・クローバー・CYCLE

◆社会的養護：渡井隆行さん

特定非営利活動法人 社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ代表理事

休憩：14時50分～15時5分

2部：15時5分～16時30分

1. 領域に分かれてグループ討論

2. 全体会：グループ討論の共有・今後に向けて

■これからの予定■

**子どもの貧困対策自治体セミナー／2013年12月14日(土)実施**

行政関係者を講師・参加者として、子どもの貧困対策法の趣旨と活用方法について学び合ひましょう。

先進実践事例をもつ自治体（民間との連携を含む）の報告をもとに、自治体担当者間で情報共有と意見交換を行ひましょう。

**子どもの貧困を考える連続セミナー／2014年1月～7月に数回を予定**

テーマごとにその分野の専門家や実践者を講師として、現状と課題、対応策を学び合ひましょう。

**市民のつどい(全国集会)／2014年5月実施予定**

これまでの取り組みのうえに、市民の立場からの要望・提言をまとめる場とし、提言をまとめる予定です。ホームページ掲載などを通じて広めたいと思います。

「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク



# 子どもの貧困対策の推進に関する法律案

## 目次

### 第一章 総則（第一条—第七条）

### 第二章 基本的施策（第八条—第十四条）

### 第三章 子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

#### （法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### （子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

### 第二章 基本的施策

#### （子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県子どもの貧困対策計画）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、

子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保護並びに」を「保護、」に改め、「推進」の下に「並びに子どもの貧

困対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表自殺総合対策会議の項の次に次のように加える。

子どもの貧困対策会議 子どもの貧困対策の推進に関する法律

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十九条のうち内閣府設置法第四条第二項の改正規定中「保護」を「推進」に改める。

#### 理 由

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議案件名	子どもの貧困対策の推進に関する法律案
議案提出者	厚生労働委員長
衆議院予備審査議案受理年月日	
衆議院予備付託年月日／衆議院予備付託委員会	
衆議院議案受理年月日	平成 25 年 5 月 31 日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	／ 審査省略
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	平成 25 年 6 月 4 日 / 可決
参議院予備審査議案受理年月日	平成 25 年 6 月 3 日
参議院予備付託年月日／参議院予備付託委員会	
参議院議案受理年月日	平成 25 年 6 月 4 日

## 子どもの貧困対策の推進に関する件

政府は、子どもの貧困対策に関する大綱を作成するに際しては、貧困の状況にある子どもの置かれた状況を十分踏まえることが重要であることに鑑み、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

右決議する。

# 社説

Editorials

## 子どもの貧困 あってはならないこと

もし成立すれば、「貧困」という言葉を冠する初めての法律になる。その意義は大きい。「あってはならない状態にある子どもたち」の存在を日本社会が認め、国が政策課題として位置づけるからだ。

「子どもの貧困対策法」(仮称)の制定に向け、政治の動きが大詰めを迎えている。自民、公明両党と、民主党がそれぞれ法案をまとめた。

違いは「相対的貧困率」の扱いだ。これは、世帯所得をもとに、国民一人ひとりの所得を計算し、それを順番に並べ、真ん中の人の半分に満たない所得の人の割合をいう。

民主党が法律に、その削減目標を書き込むよう主張しているのに対し、自公両党は政府がつくる「大綱」に盛り込む程度にとどめる構えだ。

目標は、なるべく明確に示し

て欲しい。もっとも、この指標が十分な市民権を獲得できていないのも事実だ。そこをまず変えていきたい。

相対的貧困率は民主党政権時代の09年に初めて公表された。子どもの場合、最新の数値は15・7%。7人に1人が貧困となり、先進国の中では高い部類に入る。1人親に限ると5割強で、先進国で最悪水準だ。

肺に落ちない人もいるだろう。この日本で、そんなに貧しい人たちが多いのか、と。確かに、敗戦直後のように衣食住にも事欠く「絶対的貧困」はかなり解消された。

ただ、生活はできていても、社会の平均的な暮らしよりもはるかに届かない世帯が多いのは問題だろう。あまり遠くと、教育や仕事、付き合いなどの社会参加が阻まれてしまう。

相対的貧困率は、所得につい

て、とりあえず「真ん中の半分」というラインを決め、それ以下の人の割合を政策の指標にしようというものだ。

かつて日本は「一億総中流」といわれたが、過去にさかのぼった分析によると、相対的貧困率は全年齢、子どもとも上昇基調にある。

経済的な理由で進学できない子どもたちも少なくない。家庭環境という「自己責任」ではない要因で、才能を開花させる機会が奪われる。それが「あってはならない」ということに異論はないはずだ。

親の所得が低いと、子どもの学歴も低くなり、大人になっても低所得になる確率が高い。そんな貧困の連鎖、固定化は、社会の安定を失わせる。

この危機感を、連帯感へと昇華し、奨学金や様々な生活支援の充実につなげたい。

# 社説

2013.5.12

ronsetu@mainichi.co.jp

## 子どもの貧困対策

戦後の貧しい時代に子育てを経験した世代から見ると、今の若い世代は恵まれており、甘えているように映るのかもしれない。「子どもの貧困」に対する取り組みの遅れはそうした価値観を反映しているように思える。だが、貧困家庭の子どもほど高校や大学の進学率が低く、収入の良い仕事を得られないことを各種調

くした母子家庭の母親が働いて得る平均収入は1998年に201万円だったが、2010年には113万円へと減り、給食費や学用品などの就学援助を受ける子どもは83万人から155万人へと増えている。非正規雇用が増え、賃金水準が低下する雇用環境の変化がより弱い立場の人々を直撃しているのだ。

現在、与野党が子どもの貧困防止の法案を議員立法で提出する準備を相談や就労支援がなかったわけでは無い。実効性を高める方策について与野党で議論を深めるべきだ。大学などの入学金や授業料の値上げに伴い、奨学金を借りる学生は増えている。卒業しても良い就職先が見つからずに返済が滞り、高利の延滞金が課された末に自己破産する若者もいる。政府は改善策を検討しているが、現在高校卒業まで支給されている遺族年金や児童扶養手当を大

## 将来への芽を摘むな

学卒業まで延長することは検討すべきである。

査は示している。子どもごころの貧困は将来の人生にも大きく影響する。世代間ではなく世代内の格差が子どもにとっていかに切実であるかを理解しなければならぬ。

している。民主党政案は遺族年金などの金銭給付や親の就労支援を拡充し、数値目標を示して貧困率の低下に取り組みすることを定めている。数値目標を法律に盛り込み成果を上げていくイギリスにならったものだ。自

治の目が向けられるようになったのは歓迎したいが、安倍政権による生活保護費の引き下げによって子どもに貧困家庭が特に収入減になることも指摘しなければならぬ。子どもや弱者に手厚かった民主

貧困率とはその国の標準的所得の半分以下の世帯の割合を指す。もともと日本の子どもの貧困率は先進国の中でも高いが、最近はその格差が開いている。あしなが育英会の調査では、病気や事故などで父親を亡

民党政案には数値目標はないが、国の責務を明記し、学資援助などの教育支援、生活相談、保護者への職業訓練などに省庁横断で取り組むという。これまで母子家庭に対する生活

と大局観に立った次世代支援を期待したい。どんな家庭の子も努力次第でチャンスをつかめる社会でなければならぬ。

# 社 説

2013・5・13

## 子どもの貧困

「子どもの貧困対策法」を議員立法で成立させる動きが本格化している。子どもを貧困から救い、希望の未来を与えるために取り組む法律だ。貧困率を下げる目標値を掲げ、実効性ある内容にしたい。

日本の子どもの貧困は想像以上に深刻だ。世帯所得の中央値の半分未満の家庭で暮らす「相対的貧困率」は、経済協力開発機構(OECD)加盟など三十五カ国の中で九番目の高水準だ。二〇〇六年は14・2%、〇九年は15・7%。三年間で新たに二十三万人が貧困に陥った。日本全体では三百万人以上、六、七人に一人の子どもが、親の低所得によって経済的な不利にさらされている。

貧困率が急速に高まったのは非正規雇用が増え、子育て世代の所得が減ったからだ。日本の平均世帯の所得はこの十年で約百二十万円も下がった。特にひとり親世帯の半数は貧困で、貧困率はOECD

## 対策法「元年」にしよう

親の収入が激減していることが大きく、女性の方が非正規の仕事に就く割合が高いからだ。大学など高等教育への進学をあきらめ、同年代が体験することをできない子がいる。激しくなる一方の格差社会でこの問題を放置すれば、貧困は固定化されるばかりだ。親から子への貧困の連鎖を断ち切らなくてはならない。

当事者である貧困家庭の親や弁護士、学者らでつくる「なくそう」子どもの貧困「全国ネットワーク」は、早期の法制定を求め、①子どもの貧困率削減に数値目標を設定②大学・専門学校生らにまで支援対象を拡大③当事者や支援者・

支援団体を対策計画の策定に参加させる一などを訴えている。

英国では一九九九年、当時のブレア首相が「二〇一〇年までに子どもの貧困を撲滅する」と宣言、児童税額控除などの政策を打ち出し、段階的に貧困率を下げてきた。日本でも子どもの貧困と真正面から取り組むなら、給付型奨学金の新設をはじめとする教育支援や親への所得保障、就労支援などさまざまなことが可能はずだ。

生活保護法改正案の提出が国会会で予定され、生活保護費

は制度始まって以来の引き下げにさらされようとしている。連動して子どもの貧困率や経済的困窮度が、現状以上に高まる懸念がある。この点でも、子どもの貧困からの解放を基本理念にした新しい制度をつくる意義は大きいはずだ。超党派の知意を集めて折り合点を探り、「子どもの貧困対策元年」をスタートさせたい。

# 「平成26年度 予算概算要求の概要」内閣府 2013年8月 よい抜粋

(単位：百万円)

## (5) 男女共同参画社会の実現・共生社会の形成等 1,190(1,054)

- ・地域に根差した、先進的な女性の活躍促進事業を都道府県等で行い、地域に及ぼす影響や課題、効果の把握を行うとともに、広く情報発信することにより、他の地方公共団体にも展開を図るなど、女性の活躍促進に向けた取組 21(21)
- ・企業における女性の登用及びその状況の開示を促進するため、役員、管理職への登用状況や、女性の活躍に関する情報の開示状況の調査・公表など、女性の活躍促進に向けた「見える化」の推進 10(10)
- ・長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しなど仕事と生活の調和に関する正しい理解を定着させ、労使の自主的な取組推進に資する好事例・ノウハウ等の情報発信、気運の醸成を図るための国民運動の展開など、仕事と生活の調和の推進 20(22)
- ・女性に対する暴力（ストーカーを含む。）対策に関する地方公共団体等関係機関の取組の推進及び広域的な連携や民間団体との連携の推進並びに女性に対する暴力をなくす運動など、女性に対する暴力の根絶に向けた取組 71(61)
- ・高齢者の知恵と経験を活かす仕組みづくりのため、高齢者の日常生活に関する意識調査の実施、エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例に関する紹介事業など、高齢社会対策の推進 42(43)
- ・「障害者政策委員会」等の開催、ガイドラインの作成や「障害者差別解消支援地域協議会」体制整備に関する支援等の障害者差別解消法の施行に向けた取組、人材育成など、障害者施策の推進 135(129)
- ・交通事故相談員や交通指導員等の資質向上のための研修や地域の実情等を踏まえた交通安全活動を支援する事業の実施、道路交通安全に関する基本政策等に係る調査の実施など、交通安全対策の推進 125(145)
- ・子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、国民が生涯にわたって健全な心身を培うため、食育に関する政策研究など、食育の推進 43(40)
- ・地域における犯罪被害者等支援の体制整備を促進するなど、犯罪被害者等施策の推進 53(59)
- ・自殺の防止に資する調査研究、自殺予防相談体制の整備や自殺対策人材養成研修事業など、自殺総合対策の推進 184(205)
- ④「子どもの貧困対策会議」の開催、子どもの貧困対策に関する大綱の策定や調査研究など、子どもの貧困対策推進 30(新規)
- ・定住外国人施策推進のフォローアップや多言語による情報提供など、定住外国人施策の推進 9(10)

# 全党一致で成立「子どもの貧困対策法」

「子どもの貧困」というと、発達途上国における現象であり、日本で生起していることは受けとめられないことが多い。しかし、政府が2009年によろやく公表した日本の子どもの相対的貧困率（可処分所得の中央値の半分に満たない人の割合）をみると、1985年にすでに10.9%であり、この当時より約9人に1人が貧困状態にあったことが判明している。その後、貧困率は悪化し、2009年には15.7%に及ぶ。ひとり親世帯の貧困率は50%を超えており、経済協力開発機構（OECD）加盟国中で最も高いほつとという異常な数値である。少子化対策の必要性が強調される一方、貧困解消への政策が置き去りにされてきたが、貧困率の悪化をなすすべもなく見ているわけにいかない。

## 子どもの貧困対策法の概要

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2013年6月に国会

で成立した。

この法律は、議員立法であり、衆議院・参議院ともに全党一致で可決された。貧困の連鎖の解消に全党一致して取り組むという政治的意志が法律として結実した意義は大きい。しかし、遂行する政策に実効性があるのか、法律の真価はこれから問われることになる。

この法律では、「国は、基本理念にのっとり子どもの貧困対策を総合的に策定し、実施する責務を有する」（第3条）として国の責任を明確化した。

内閣府に「子どもの貧困対策会議」を設置し、子どもの貧困対策に関する大綱案を作成するとともに、対策を審議し推進する。会議の会長には内閣総理大臣をあて、文部科学省・厚生労働省・その他関係行政機関が参画する。政府には毎年一回、子どもの貧困の状況と対策の実施状況を公表する義務が課された。地方公共団体については、都道府県子どもの貧困対策計画を定め、国・地方公共団体の連携のもと、教育支援・生活

支援・保護者に対する就労支援・経済的支援、調査研究のための施策を講じる責任を有することが法律に明記された。

これまで、子どもの貧困対策を誰が責任をもって遂行するのかという議論さえなかったなかで、国の責務を明確にし、子どもの貧困対策に省庁横断的に取り組む体制が整備されることは一歩前進である。しかし、都道府県子どもの貧困対策計画の策定は努力義務にとどまっているため、取り組みの姿勢により地域格差が生じかねない。すべての都道府県が、地域に実状を反映した計画策定を進めていくことが必要である。

## 子どもの貧困対策大綱には 明確な数値目標を

法律の制定過程で論点のひとつとなったのが貧困率の削減目標である。野党案では法律のなかに相対的貧困率を何年までに何パーセント削減するのか、という数値目標を明記していたが、与党案にはなく争点となっていた。結果として、法律に数

値目標を明記することは見送られ、大綱に盛り込むべき事項として、子どもの貧困率など「子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」という条文が規定された(第8条)。

貧困の解消を図るならば、貧困を図る指標によって削減目標をたて、そのために実効性のある政策を検討し、施策を立案していくことは必須事項である。現在公表されている相対的貧困率についても、既存の政府統計をもとに年齢別・保護者の学歴別・子ども数別・再分配前後の所得など多角的に貧困率を算出することが可能である。また、各種研究により検討されている物質的な剥奪の指標や貧困状況にある期間や貧困の深さの指標など、多様な指標によつて、より実態に即した施策が検討されることを期待したい。

## 包括的な子どもの貧困対策の実施を

子どもの貧困問題には、子どものライフステージを切れ目なく網羅す

るとともに、子どもを取り巻く社会環境を俯瞰し、「未然防止」「早期発見・早期対応」「支援・再発予防」の諸段階に適切に対応していくことが必要である。法律では、教育支援・生活支援・保護者に対する就労支援・経済的支援が掲げられているものの、ともすると施策ごとに分節化された対応になるおそれもある。

そこで、保護者の妊娠期や子どもの乳幼児期からの切れ目ない支援とともに、子どもの発達や家族関係・社会関係、親子の健康・精神保健・文化的な体験など、暮らしを俯瞰する施策の体系図を明瞭にしていくことが必要となる。子どもの貧困への社会的対応には、あらゆる省庁／所管課において、あるいは、あらゆる領域において、それぞれの立場から貧困を可視化し、解決への方法を明確化したうえで連携していくことが重要である。

## 継続的な審議機関の設置を

日本の貧困問題の特徴として、所得の再分配が十分機能していないこ

とが各種の研究で指摘されている。つまり、低所得層ほど税や社会保険料の負担が重く、現行の社会保障給付では貧困から抜け出せない構造がある。また、就労によって貧困が緩和されないというワーキング・プア問題も深刻だ。子どもの貧困対策の審議過程では、就労支援にとどまらず、最低賃金の引き上げをはじめ雇用そのものの改善が必要との指摘もされた。貧困が生み出され持続している日本の仕組みを踏まえた取り組みが求められよう。

そこで、社会保障審議会に児童部会が置かれているように、子どもの貧困対策についても継続的に協議できる審議会を設置し、当事者や支援団体の声を反映しつつ、実効性のある対策が進展していくことを期待したい。

(湯沢直美・立教大学)